

令和 8 年度第 1 回 南丹市子ども・子育て会議 議事録

日 時：令和 8 年 7 月 2 9 日（水）午後 1 時 3 0 分～3 時 3 0 分

場 所：南丹市国際交流会館コスモホール

出席者：〔委 員〕浅井委員、森本委員、佐藤委員、野中委員、藤井委員、八木委員、池田委員、山口委員、八木委員、江川委員、高塚委員、藤松委員（会長）、一谷委員、高屋委員、西村委員、白樫委員（副会長）、水越委員
〔事務局〕谷口こども家庭センター長、橋本こども家庭課長、八田参事、福山課長補佐、岩嵜課長補佐、平井事業給付係長、川勝主事、田中幼児教育・保育推進課長、西田主幹、井上係長
〔説明員〕学校教育課 中川参事兼総括指導主事、社会教育課 井尻課長
欠席委員：桂委員、川勝委員、吉田委員
傍聴者：なし

事務局：失礼いたします。会議に入ります前にお知らせをさせていただきます。
本会議については、レコーダーの設置をさせていただきますとともに、後日議事録を公開させていただきますのでご了解をお願いします。会議内でご発言いただくときは、挙手にてお知らせください。お席まで職員がマイクをお持ちしますのでマイクをオンにしてお話くださいますようお願いいたします。

本日の会議の欠席者を報告させていただきます。川勝委員様、桂委員様、吉田委員様の 3 人様については事前に欠席と伺っております。それではこの後会議を始めさせていただきますので、少々お待ちください。

進行：それでは、すみません。定刻となりましたので、ただいまから、第 1 回南丹市子ども・子育て会議を開催させていただきます。皆様には本日、公私ご多忙の中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。予定しておりました会場が、空調設備の不調により冷房が効かない状態となりました。急遽こちらの方に会場を変えさせていただきました。当日のご案内になりまして、大変ご迷惑をおかけし、申し訳ございませんでした。それではただいまから始めさせていただきます。

私は進行を務めます、南丹市教育委員会こども家庭センター、こども家庭課課長の橋本でございます。それでは着座にて失礼いたします。本会議におきましては、南丹市子ども・子育て会議条例第 6 条第 2 項の規定により委員 20 名中、17 名の出席で、委員の半数以上の出席がございますので、本会議が成立することを宣言いたします。

続きまして、委員紹介でございますけれども、初めに交代のありました委員様のご紹介をさせていただきます。令和 8 年 4 月、5 月に、委員構成の選出元

である団体様の改選や人事異動により委員交代の報告を受けています。委嘱状は机上に置かせていただいております。お名前の紹介のみさせていただきます。

南丹市PTA連絡協議会 浅井 達也 様

南丹市立園部幼稚園PTA 森本 明希 様

学校法人聖カタリナ学園聖家族幼稚園保護者会 佐藤 みゆき 様

京都府南丹保健所福祉課 水越 稔子 様

交代の委員様には、任期途中からとなりますが、よろしくお願いします。

次に、本日の出席委員につきましては、お手元の席次表でご確認をいただきますよう、よろしくお願いいたします。あわせまして、事務局の職員、説明員として出席している職員につきましても、席次表でご確認をよろしくお願いいたします。なお、先ほどと重複をいたしますけれども、本日、川勝委員、桂委員、吉田委員の3名の方の欠席を聞いておりますので、ご報告させていただきます。

それでは開会にあたりまして、南丹市教育委員会教育長 國府常芳がご挨拶を申し上げるところでございますけれども、本日は、他の公務が重なっておりまして、挨拶はこども家庭センター長により代読をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

センター長： 皆さん、大変ご苦労さまです。この場所から挨拶させていただきます。私がこども家庭センター長の谷口でございます。今、司会の方からございましたけれども、本日、國府教育長が他の公務のために出席がかないませんでした。恐縮ですが、私の方で代読させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは失礼します。

皆様、本日はお集まりいただきありがとうございます。委員の皆様には、南丹市子ども・子育て会議の委員として引き続き任期2年目のご協力を賜うことを心より感謝申し上げますとともに、どうぞよろしくお願い申し上げます。令和6年度、南丹市におきましては、組織改正を行いました。本来、市長の権限に属するものであります、母子保健関係、児童福祉関係、保育関係、各分野の業務を、福祉部局から教育委員会へ移管し、従前からの就学前教育と一体的に統合することで、こども政策を一元的に推進する組織として、教育委員会に、こども家庭センターを設置し、現在3年目を迎えております。このこども家庭センターでは、妊娠期から出生にかけて、また、保育所、幼稚園等における就学前教育期、さらには、義務教育期から就職に至るまでの各段階において、切れ目のない一貫したこども政策をこども家庭課及び幼児教育・保育推進課の二課体制で推進しています。このような組織体制で取り組んでいるのが、京都府下において、本市のみであり、先進的な取り組みとして注目されていると

ころでございます。なお、こうした組織改正を踏まえ、令和6年度より、本会議の事務につきましても、教育委員会が担っております。委嘱状の交付は、市長名にて行っておりますが、本日の挨拶は教育長である私がご挨拶申し上げます次第でございます。

国においては、こどもまんなか社会の実現に向け、児童手当の拡充や、多様な保育ニーズへの対応が加速しております。本市におきましても、今年度よりこども誰でも通園制度をスタートしたところでございます。この制度は、保育所等に在籍していない0歳から2歳が月一定時間まで保育施設を利用できる仕組みであり、すべてのこどもに質の高い育ちの機会を保障するものでございます。地域の実情に応じた切れ目のない支援体制の構築は、まさに喫緊の課題であると認識しております。

委員の皆様には、任期の折り返しを迎えるにあたり、この1年間、それぞれのご専門の見地や市民としての貴重な視点から、本市の子育て施策に多大なるご尽力を賜りました。前年度の会議におきましては、現状の課題整理や、本市が目指すべき方向性について、活発かつ大変有意義な議論をいただいたところでございます。その議論を土台に、今年度はいよいよ実行、検証のフェーズへと移行してまいります。本日は、議題にも挙げております南丹市こども計画進捗管理票をもとに、各施策を客観的に評価、検証いただきますとともに、計画に示す取り組みが、実効性のある施策となっているかを確認の上、忌憚のないご意見を賜り、さらなるブラッシュアップを図ってまいりたいと考えております。この1年間で築かれた委員の皆様との強固な連携を礎にこれまで以上に踏み込んだご意見や、現場に即した専門的なご意見、ご提言を、賜りますようお願い申し上げます。

結びに、委員の皆様のみますのご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げますとともに、本日が実りある会議となりますことを願ひまして、私の開会のご挨拶といたします。本日は大変お世話になりますが、何卒よろしく願い申し上げます。

以上、代読にて失礼いたしました。よろしくお願いいたします。

課長：ありがとうございます。議事の進行についてですが、子ども・子育て会議条例第6条により、会長が議長となるとあります。藤松会長、さっそくではございますが、ご挨拶をいただいたのち、議事の進行をお願いします。

議長：皆様こんにちは。佛教大学の藤松と申します。どうぞよろしくお願いいたします。すごく悩んだのですが、やはり一言、触れないといけないと思いまして。この春、南丹市で本当に悲しい事件がありました。皆様方、心を傷められたと思います。私は部外者ではございますけれども、長くこの会議に関わらせてもらっておりましたので、本当に驚愕をいたしました。こんなことで南丹市が全

国に知れ渡ってしまったことは皆様も驚かれたと思います。しかし、私たちは前を向いてこれからの子どもたちに向けていろんなことを検討していかなくてはならないと思いますので、ぜひ今日もたくさんご意見をいただけたらと思います。

夏休みに入りました。夏休みに入るまでも、あちこちで言われますが、子どもたちの様々な育ちに関わって、今本当に懸念していることがあります。小学校、中学校の先生方とお話していると、家庭で過ごす子どもたちはごはんも食べられない。特に今、給食がないので心配だと聞かされていて、これはいったいどんなことなのかと思っていました。相対的貧困率というデータを出すようになりまして、だいたい 15.4%と言われておりますけれども、年収 127 万円以下の家庭があつて、その方たちには経済的な厳しさがあつて、皆様方も関わってらっしゃるかもしれません。先日、私、ヤングケアラーの当事者の方たちとお話をするチャンスがありました。いろんなデータが出ておりますけれども、中高生のヤングケアラーの子たちは平日でも平均 3 時間はケアをしているということでした。平日で学校に通っている子たちです。夏休みに入るとずっとおうちにいるわけですから、当然近くにいる誰かご家族のケアをせざるを得ない。夏休みの宿題などやる場合ではないと。そういう状態を経て何が問題かというところ、ヤングケアラーの問題はヤングの問題だけではないということです。そのあとの問題、大人になってからの問題に繋がっているんだということをいろんな方のお話を聞いてしみじみ思うところです。今日はですね、議題にも予定されておりますので是非関心を持っていただきまして、取り組みたいと思います。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは議案に入らせていただきます。1 番目ですけれども、南丹市子ども計画の進捗管理について、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局：失礼いたします。まず本日お配りさせていただいております資料の確認をさせていただきます。

お手元のクリアファイルに入れております、本日の席次表、次第、委員名簿、条例条文、続きまして【資料 2】「保育所等の職員による虐待に関する通報義務等への対応について」、【資料 3】「令和 8 年度 教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定子ども園）の利用状況について」、【資料 4】「令和 8 年度 ヤングケアラー実態調査概要」。また、南丹市社会福祉協議会様より社協なんでもお話し会のチラシと、医師会より令和 8 年度船井医師会セミナーについての案内も配らせていただいております。こちらはあとで委員からご案内いただこうと思います。また、事前に郵送などで送付した分として【資料 1-1①】【資料 1-1②】、【資料 1-2】と資料右肩に資料番号を付したものと、A3 カラーで 13 枚つづりの資料を送付しております。この A3 カラーが【資料 1-3】となりま

す。申し訳ありません、資料番号の貼り付けができておりませんでしたので、こちらを 1-3 ということでお願いいたします。また、保護者会、PTA から選出の今年からの委員様には計画冊子も同封させていただいております。資料など不足しておりましたら、お声がけください。よろしいでしょうか。

では続きまして、議事のひとつめ、「南丹市こども計画の進捗管理について」について説明します。事前に郵送で送付しました資料をお手元にご準備ください。資料 1-1①、資料 1-1②、資料 1-2、資料 1-3 資料番号が記載のない A3 カラーの資料です。順に説明します。量も多く、当日配布では進捗の管理や評価がしづらいことから、事前にお目通ししてもらえようお願いしたものです。

まず資料の説明前に、これまで本市では、「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」による「南丹市子ども・子育て支援事業計画」と、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく、「南丹市子どもの未来応援プラン～子どもの貧困対策推進計画～」を策定し、推進してまいりましたが、令和 5 年（2023 年）4 月に施行された「こども基本法」に基づき、これまでの計画を包括し、発展させた「南丹市こども計画」を令和 7 年（2025 年）3 月に策定しています。今、一番新しいこども施策をまとめた計画は「南丹市こども計画」となっています。皆様に委員としてお世話になっています「南丹市子ども・子育て会議」は、先ほど挙げました事業計画の策定や、進捗管理などについて審議していただく場です。子育て中の保護者の方を含む子ども・子育て支援の当事者などの意見を聴くための会議です。委員の皆様から市は意見をしっかりと聴き、こどもや子育て家庭の実情を踏まえて施策を実施しています。「子ども・子育て会議」の審議内容の主軸となる「南丹市こども計画」ですが、計画の章立て、構成を簡単に説明しますと、第 1 章、2 章で計画策定の概要や南丹市のこども・若者を取り巻く状況、課題をデータやヒアリングの結果をもとに掲載しています。第 3 章からは計画の基本理念や目標指数。第 4 章には具体的な施策の展開を掲載。第 5 章には市が実施する保育所や幼稚園の利用希望に対する方策、国が子ども・子育て支援法に定める事業への方策を掲載しています。どれも南丹市の人口規模や地理的条件、施設の整備状況などを総合的に勘案し出している数値です。「子ども・子育て会議」では、計画に記載されている内容が計画通りに進んでいるか、計画に示す目標に到達するよう取り組んでいるかを進捗管理していただく役割を担ってもらっています。

【資料 1-1①】就学前教育・保育の量の見込みと確保方策の状況については、計画 110 ページからの第 5 章教育・保育の提供の進捗管理です。1 枚目は園部地域の数値ですが、これは計画の 112 ページに掲載している園部地域の幼稚

園利用、保育所利用の希望に対し、施設や職員を備え、受け入れ体制が整えられているかを、令和 7 年度、8 年度の 4 月 1 日の利用者数を実績とし掲載し、進捗管理するものです。同じように八木、日吉、美山地域の順に示しています。のちの報告案件でも出てきますが、南丹市の保育所や幼稚園の利用状況は確保方策よりおおむね少ない人数が実績値に挙がっているため、計画どおりに進められているという評価ができます。しかしながら、第一希望の園でなかった、育児休業を延長してもらい保育の利用時期を遅らせてもらった、自宅から遠方の園に決まった、などのケースを含む結果での実績値となっています。

【資料 1-1②】地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制については、計画 124 ページからの子ども・子育て支援法に定める事業について、どのように南丹市が取り組んでいるかを示し、進捗管理するものです。令和 7 年度、一部 8 年度分も入れられる数値を入力しています。事業名だけでは、誰のためのどのような事業かわかりづらいので、緑の文字で書き加えています。妊娠期から子育て期まで家庭をサポートする事業を 19 事業挙げています。2 ページ目の延長保育事業は保育所や認定こども園を利用する家庭が、保育の必要性の認定を受けた時間以上に保育を必要とされる場合に利用できる事業です。実施個所の 8 か所は公立の保育所、こども園 7 園と私立の南丹のぞみ園の 1 園を足した数です。園では、標準時間や短時間認定といった保育認定時間の前後もお子さんを預かれるよう、延長保育事業のための保育士、保育教諭を配置し保護者の就労等を支援しています。利用するお子さんの年齢や人数によって人材の確保が必要となる課題もあります。4 ページ目の地域子育て支援拠点事業は、乳幼児や保護者が気軽に遊びに来られる場所です。箇所数の 2 か所の内訳は園部、八木地域に拠点施設を 1 か所ずつ設けています。出張ひろばというかたちで、日吉、美山にも週 1 日開設している事業です。安全な屋内遊具が配置され、お子さんの成長や発達に応じた遊びができる場所、子育て経験者のスタッフに悩みを相談でき、先輩ママならではの経験に基づくアドバイスをしてもらっています。スタッフには京都府の子育て支援員の講習を受けてもらいます。記載のとおり、NPO 法人さんへ市が事業委託しながら毎年少しずつ新たな事業展開をしています。今年は月に 1 回、休日に施設を開放しています。雨の日や、夏場の暑い時期に出かけられる場所として、平日に利用が多い乳児さんだけでなく、幼稚園や保育所利用の幼児さんも遊びに来てくれています。

【資料 1-2】令和 8 年度の主要な事業、新規事業の取り組み状況については、計画 86 ページからの第 4 章 施策の展開 で具体的に取組項目を挙げていますので、今年はどういう進め方をしているかを記載しています。取組の中でも、【新規】で挙げている項目や、国が「こどもまんなか」をキーワードに重

点的に進めている施策を中心に掲載しています。「こどもの権利」や「こども・若者」「居場所」といったワードは今回の計画から出てきた表現です。取組項目から具体的な事業が見えにくいかと思いますので、市が主となり実施する事業、NPO 法人さんや関係各所と関わり進める事業などを書き出し、イメージしやすいよう作成したものです。1 ページのこどもの権利についての情報発信の取組は計画の 86 ページに「こどもの権利について、こどもなど対象者に合わせてわかりやすい広報資料を作成し、こども・若者のほか広く市民に情報発信をしていきます。」と内容が記載されておりますが、範囲が広く具体的な動きが見えづらいような印象かと思います。緑色で書いているほか、小中学生が市役所に授業の一環で来られたり、学校の授業の中でこどもの権利、子育て支援、などのテーマを取組されるときには当課も参加し、こども家庭センターのインスタグラムを活用して様子を発信しています。今月も殿田小学校の 6 年生が南丹市の子育て支援を学ぶ授業で市役所や子育てすこやかセンターに来てくれた時の様子を配信しています。インスタグラムのフォローもぜひお願いします。7 ページの経済的な支援、医療費の助成については、本市は中学生まで通院、入院ともひと月 1 診療機関 200 円の負担で受給者証を使う助成制度。高校生については領収書を添えて申請いただきひと月 1 診療機関 800 円を差し引きして振込でお返しするという助成制度をしています。こどもの医療費については、京都府も子育て支援施策として注力されており、来年度から府の制度を拡充されます。南丹市への府補助額が少し増額となる見込みから、高校生にも受給者証を発行する、月の負担金の 200 円も無償化する、といった拡充案が考えられるところであります。どのように拡充するにしても府補助の増額だけではまかなえないため、財源の確保策と合わせながら市制度についても検討を進めてまいります。医療費の他にも祝金制度のような現行の経済的な支援の在り方も含め、子育て家庭のニーズに応える支援が必要だと考えます。安心して子育てできる環境の整備として、最終の 8 ページ、公園の整備を挙げています。園部地域の公園整備事業が進んでいます。これまでの子ども・子育て会議の中でも、こどもの遊び場について、亀岡市さんにあるような公園があればうれしい、というご意見をいただいております。写真を貼り付けておりますが、新しく遊具や休憩できる場も整備されています。ご利用された感想や、ご意見も聴かせていただければと思います。その他の取組についても今年の動きを順番に記しています。どの資料の中にも、委員の皆様が保護者として関わられたり、法人、支援団体としてお世話になっていたりするものがあると思います。次に説明する進行管理票と共に「南丹市こども計画」の進捗管理の資料としていただき、ご意見をいただきたく思います。

事務局 : 失礼します。資料 1-3 南丹市こども計画進行管理票について、説明します。

A3 カラー刷りのものです。まず、この管理票ですが、南丹市こども計画の 3 つの基本目標と、それらに関わる具体的な「取組」について、項目ごとに、現状と課題、また課題を改善するためにどのような施策が必要か、どんな事業が展開されているのかをお示しした資料となっております。紙面の左側から、基本施策、取組の項目、事業名、担当課に続き、令和 7 年度の進捗状況と事業の取組内容となっております。進捗状況は A,B,C,D,E の 5 段階で評価をしています。中央から右にかけては、こども計画期間中の取組内容として、令和 7 ～11 年度にかけての 5 年間の取組内容、一年度ごとの到達目標を示しております。最後の列には、令和 7 年度分の事業の達成度評価、その評価になった理由、課題を示しております。達成度評価については、1.2.3.4 の 4 段階で評価をしています。また、現計画からの新規事業については、取組の項目の横に「新規」と標記しております。参考として、票の中身を抜粋してご説明いたします。1 ページをご覧ください。基本目標 1、基本施策（1）、一番上段になります、こどもの権利に関する学びの確保「こどもまんなか事業」の欄です。こちらについて、担当課はこども家庭課となります。取組の内容としましては、こどもの権利条約やこども基本法の趣旨や内容について、こども・若者のほか広く市民に対し学びの機会を確保し研修や講座を実施するものです。令和 7 年度につきましては、こどもに関わる機会の多い放課後児童支援員に向け、こどもの権利についての研修を行いました。参加者は、36 名ありました。国の示す資料をもとに、本市のこども計画の理念につながっていることなど、学んでもらう機会となり、放課後児童クラブへこども計画を配架し、こどもや保護者にこども計画に触れてもらう環境をつくることができました。実施はしたものの、放課後児童支援員向けの研修のみの実施となったため、達成度評価は、2「ある程度の成果があった」、進捗状況は、B「概ね予定通り」としてあります。また、各年度の到達目標にあげていますとおり、支援者向けだけでなく、一般向けやこども向けのワークショップの実施を目標としてあります。このような形で、1 ページから 13 ページまで記載させていただいております。事業が広範囲にわたりますので、当課が担当でない部分は把握が十分でないところもございますが、お目通しいただいた中で、ご意見や、ご質問等を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長： 説明ありがとうございました。それでは、資料 1-1、資料 1-2、資料 1-3 に関わって、どこからでも結構ですのご質問、ご意見ございましたら出していただけたらと思います。いかがでしょうか。

委員： 今、最後の方にご説明がありましたけれども、進行管理票の令和 7 年度の達成度の評価が成果となっていますね。これは実施した達成度じゃなくて成果っていうのは何か評価をされたということなんでしょうか。何かしました、で

はなくて、した結果にこういう成果がありましたっていうのが成果だと思うんですけれども。

議長 : いかがでしょうか。開催したことの成果っていうのをどういうふうに分析したのかということを聞いてくださったと思うんですけど、いかがですか。

事務局 : すいません。表現方法だとは思いますが、一番右の欄の評価の理由という形で挙げさせてもらっています。それで令和7年度での、こういう取り組みに関して、成果があったというような形で書かせてもらっているんですけども、そのタイトルといいますか項目のところで、達成を評価という表現方法にさせてもらってるところでございまして、ちょっとこの辺についてはまた検討させていただきたいと思います。

委員 : ありがとうございます。あともう1ついいですか。さっきの資料1-2の最初の新規のこどもの権利に関する学びの確保というのが、こども家庭課と学校教育課になってますね。学校教育課ってのはどの部分ですか。命の安全教育のところなんですか。資料1-3では、こども家庭課、その他のところは書いてないと思うのですが。一般的にこどもの権利については命の安全教育の中で守る、定めるようになっているはずなんですけど、そういうことなのかなど。

事務局 : 失礼をいたします。今の資料1-2の1ページのところでですね。担当部署がこども家庭課と学校教育課となっております、大変申し訳ございません。これ誤表記でございます。もともとこのこども計画の方の86ページからそのまま引用しておるんですけども、元々の担当課がこども家庭課のみとなっております、学校教育課は設定ございませんので、表記の誤りでした、大変申し訳ございませんでした。

委員 : 学校では学ばないということですか。あとの方で命の安全教育のことも書いてありますね。その中に入っていると思っているんですけども。

事務局 : 失礼します。座って失礼します。こどもの権利ということで幅広く本市は人権教育を大事にしておりますので、広い意味でというと、こどもの命も安全教育も含めて人権ということで捉えています。人権に関する条約そのものを学んだりしますし、学年、発達段階に応じて、人権の中でもこどもの権利についても触れているという認識でございます。

委員 : ありがとうございます。

議長 : ありがとうございます。他になかったですか。細かな事でも結構ですので、是非。はい、お願いいたします。

委員 : 私から三点ですね、質問というか意見にもなるのかなと思うんですが、1つはその評価のところ。評価の理由、課題のところ、すごくできたことばっかり書いてあるけれども、BとかEとなっています。気になったのが10ペ

ージの外国の繋がりがあるこども・若者の支援のところとかだと、「必要な言語が話せる支援員が不足しています、学校が求める時間数の支援員配置が困難です」が、Bの2となっていたりして基準が曖昧なのかなと思います。先ほど口頭で言っていた通り、対支援員さん向けは出来てるけど、一般には出来てないからBです、みたいな。口頭では言っていたのですが、例えば表を工夫して、評価の理由で何が達成したらAとか1になりますという部分の基準があれば、もう少し明確で、課が別々になっていても統一した感覚で、もうちょっと評価が明確になるかなと思いました。続けていいですか。2つ目が、会長も冒頭でおっしゃっていたんですが、夏休みの居場所、お子さんの居場所の件は、私もすごく課題意識を持っていて。公園が新しくできて、平日放課後の公園にたくさんこどもがいるんですけど、夏休みになると全然いなくなるんです。で、やっぱり暑さという理由があると思うんですが、学校で約束をしてこないというのも理由の1つにあるかなと。私の子もなかなか放課後っていうか、友達と遊ぶ機会が夏休みになってすごく減ってしまっ。こども同士の繋がりがあっても何をするかっていうと、けっこう家の中にいて。それぞれの家庭環境によって、過ごし方が全然変わってくるのかなと思いました。ニュースでも文科省が、学校を居場所として開放するような要請があったと思うんですけども、個人的には、なかなか難しいのかなと思うんですけれども。その難しい上で、夏休みのこどもの過ごし方について、何か方法とか考えをお持ちなのかなっていうのが知りたかったです。

3点目なんですけど、またこれもヤングケアラーの件ですね。ヤングケアラーのコミュニティづくりみたいな項目が挙がっていたと思うんですが、それって、やっぱりこどもだけのことではないというか、周りの環境っていうか。例えば、介護のためにヤングケアラーになっているんだとしたら、その介護される親御さんが、困難を抱えていたりする。下の子のお世話があるんだしたら、下の子の預け先がないことがその家庭の困難さになっていると思うんです。介護とか障がいとかだったら、こども家庭課っていうところだけでは解決できない課題なのかなと思って、南丹市の中でも他の課とか部署とかと連携をされているのかなとを思いました。以上3点です。

議長： はい。ありがとうございました。では1番目のところから。

事務局： はい、ありがとうございます。評価基準ということで担当課が多岐にわたっておりますので評価の方法が統一ができないかという、ご意見かと思います。確かにおっしゃるように、基準が統一的にできればよい、なければ判断のしようがないので。それぞれの担当部署におきまして、お答えいただいているところではございますが、今、ご意見いただいたことも今後参考にさせていただきながら、どのような基準にするかを含めまして考えていきたいと思っております。

ます。一応ここで、当該年度事業の進捗状況のところ、A から E まであって、感覚的なものもあろうかと思いますが、そういった部分をもう少し掘り下げていけるかということを検討してまいりたいと思っております。で、1 つ飛ばしまして、ヤングケアラーの方を先にお話させていただきます。のちほど資料 4 でもご説明させていただくと思いますが、ヤングケアラーの対策は、こどもに関する部署だけでなく多機関においてケアすることとなると思います。今年度、6 月議会に補正予算を計上し、ヤングケアラーの実態調査の方を今年度からさせていただこうと思っております。まずケアがある実態を掴んだうえで対策等を考えていきたいと思うところです。もちろん今おっしゃったように、こども家庭課だけで対応できるものではないと思っております。そういう支援体制の構築も含めて、検討していきたい。まだ予算が通ったところでございまして、これからですが、そういったことを意識しながらやっていきたいと思っております。それとですね、夏休み等のこどもの過ごし方というか、過ごす場所でございますね。やっぱり、暑い日が続く、非常に危険な状態が続いていると認識しております。今年の 4 月から気象庁の方でも、「酷暑日」と新しい基準が設けられたところでございます。40 度ですね。そういう酷暑日の報告が日本全国から結構頻繁に出ています。静岡、岐阜であつたりとか出ていたかと思えます。そういった中でですね、なかなか空調設備の整っている施設がないのも事実でございます。一部におきまして、子育てすこやかセンターの方で休日の施設開放を始めたところです。まだまだ充実しているかという、厳しいところもあるかと思っております。ここについては、施設の状況も関わっております。なかなかはっきりしたことは申し上げにくいと思っておりますけれども、それも含めて考えていきたいと思っています。ただ、子育て支援施策について、ますます充実を図っていかないと、と思っているところですが、一方で新市長が 6 月議会の市政方針の中で、「財源の確保を伴ってからである」と申されております。そういったところを睨みながらできる限りの検討を進めてまいりたいと思います。パチンとした答えでなくて大変申し訳ないのですが、よろしくお願いいたします。

委員 : 学校の開放っていう話題が出てたと思うんですけど、もしよかったら学校教育課の方にご意見聞けたらと思いました。

事務局 : 文部科学大臣がそのことを発言されたのが 7 月でございまして、私自身もニュースを見て声が出たんですけども。理由は夏季休業の間はこどもさんは学校へ来られないのですが、研修であつたりとか、すでに 7 月の時点では、夏季休業中の学校の施設運営に関するだいたいのスケジュールも決まっておりますので、その段階でどうやって対応するのか、ちょっと物理的に厳しいな、という印象を持ちました。また長期休みの間には学校の修繕や工事といろん

なメンテナンスが入ります。またスクールバスの運行と、予算に係る部分がございますので、あのような大臣の発言を受けて、すぐではなく長期的に取り組みたいとの印象でした。やっぱりお子様を預かる以上、命もございます。お預かりするとなったら安全確保等の責任も発生しますので、やっぱり慎重にいきたいと感じている次第でございます。以上です。

議長 : はい。ありがとうございました。いろんな施策のこともそうなんですけど、やっぱりこの進捗管理の話が挙がります。毎回これは議論に挙がるのですが、評価についてどうするのかというのも、せっかくこども家庭センターが出来たわけですから、もう少し総合的に見ていただいて、それぞれのところでどなたが評価するのかで少しニュアンスが違うという話もありましたけれども、何がどうできたからどうなのか、という事に関しての総合的な分析をしていただけたらありがたいのかなと思います。ご意見ありがとうございました。他になかったですか。

委員 : 失礼します。いつもお世話になっております。命の安全教育についてですが、命や性に対する施策も挙げていただいていると思います。今年度、12月には、こどもの性暴力防止法ですか、そういった法律が施行されると思うんですけれども、先ほど言いましたように命の安全教育ということで、保育現場でも幼稚園でも、そういった研修内容が少しずつ増えてきていて職員もその学びに取り組み、保育にどんなふうに生かしていこうかということ、考えるようになってきたと思っているところです。そういう意味で国や府から何かおりてきているものがあるのかということとか、それから市として、施行を受けて、何か準備をされていることがあるのかということをお聞かせいただきたいです。

議長 : いかがでしょうか。

事務局 : はい。それでは失礼いたします。こどもの性暴力防止法の件につきまして、こちらは今年の12月25日施行となります。京都府を通じて、国の方からもシステムを利用するためのアカウント登録であるとか、通知等々来ておりまして、関連する部局において対応していただいているところでございます。市長部局の方に1部署、教育委員会の方で1部署をアカウント登録して進めていただいているところでございます。また並行して、関係課の方で取り組みを進めておりますが、京都府を通じて来る通知等につきましては我々の方に来た際には関係課の方には転送をしております。それを直接に施設へは当課からはしていません。そちらについても情報の共有を図らせてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。取り組みにつきましては、今、施行に向けて我々のところに直接何かあるわけではないんですけれども、必要に応じて各所で取り組みを進めていただきたいと思います。以上です。

事務局 : すみません。少し補足させてもらおうと、性暴力防止法との関係は、簡単に言いますと、こどもに携わる職にある学校教育現場の先生だったりとか、保育所の保育士だったり、それ以外には放課後児童クラブの支援員とか、こどもに携わる職に当たる者に、過去、性犯罪歴があってはいけない。性犯罪歴がある人を雇うことができないという法律になっています。ですので、その確認を得るための仕組みや、そういった方を雇用する側も就業規則を整理しないといけないので、募集をかけるときに性犯罪歴があるかどうか確認をさせてもらいますよ、ということを広報したり、実際に、今、もうすでに職についている方ももちろんありますので、その方についても確認していくこととなるんですが、それが判明した時点で辞職するのか、職についてもらうのか。雇う側の就業規則も整理しなさい、というふうに言われています。そのため市役所としては、これから採用する方への仕組みをどう進めていくのか。これを実際にその就業規則でどう表現して整理するのか。例えば保育所とか幼稚園では、保育士はもちろんですけど、給食に携わる人や、送迎バスの運転手といった人たちを、その法律の対象者とするのかどうか、そういったことも、検討しなさいと言われています。あと、今、アカウント登録の話をしていましたが、国のシステムを利用して市は照会をかけて、犯罪歴の有無を確認していきます。法務局のシステムから情報を得るという形になるので、そういう国とシステムで繋がるような仕組みに対応するため、事務的な準備も進めていくことになります。まだ南丹市の方では、就業規則をどうするのか、対象者をどうするのか、対象事業者も義務が与えられるところもあれば、民間で申請をしていただくような業種もありますので、そこをどうするのかということも、まだ関係部署と詰めていく段階で、まだ具体的などころまでは議論できていない。藤松先生は勤務先の学校の関係でそのことを検討いただいているということで、もしお話ししてもらえることがあればお願いします。

議長 : 別に特段進んでいるということではないですけれども、学生を教育現場に送り出していますので、教育実習に行く学生を対象とする調査も、我々スタッフで行うという話になっています。すぐにできる話ではなく総合的に考えなくてはいけないことになってはいます。ただ、どうしていくのか、どうすべきなのかについて、いろいろ議論があると思うので、法の施行を受けご心配されているかと思いますが、先生が一番知りたいところはどの辺りですか。

委員 : 保育の現場では、今学びをそうして深めてきている話をさせてもらったのですが、環境として施設の管理をしやすいように、皆がトイレを1つの場所から見えるようにしていたのが、こどものプライバシーを守るため、目隠しを作ったりと考え方が変わってきています。そういったことを今、保育者が手づくりでしてるんですけれども、そういう法が施行されるときって何か使える補

助金があつたりしないかと思って。そういうことも含めて聞かせていただいたのですが、どうでしょうか。

事務局 : 今、この関係で、私たちに、法施行までの間に整えなさいと言われていたものの中には、先生がおっしゃっていただいた、現場の環境整備のところについて触れられているものがないので、この法施行によって、補助金があるというところはまだ聞いていない状況です。この先あるかどうかはわからないんですが。私たちは今、犯罪履歴を確認する、性犯罪歴がある方の任用は、現場で働いてもらう事は避けるべき、という手続きや、先ほども言いましたがもちろんこういう制度が始まる、ということは市民の皆さんにも広報する必要があるため、働こうとする人への広報ももちろんですけども、市民の方にも通知はさせてもらうことになると思います。

議長 : 難しいですね、本当にこどもの権利とかを考えると先生がおっしゃっているように、こどもをどう守るのかということを、物理的なことも含めて整備しなくちゃいけないです。まだこの法律の中で、どちらかというところと取り締まるという発想しかないということもありますので、センター長がおっしゃっているようなところにとどまるところが確かにあると思いますので、もう少しいろんなことが議論されたり、皆さん方がいろんなご意見をくださる中で、この法律が整備されていくと思いますので是非いろんな事をお話いただけたらと思います。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委員 : こんにちは、よろしくお願いします。資料1-1②の8ページの項目で、こども誰でも通園制度のことでお聞きしたいなと思いました。令和8年度からスタートしたと思うのですが、この上限3時間のこども誰でも通園制度において、この1学期間にどれくらい利用があつたのかなあということと、どんなお子さんでも行かせてもらえるのかということも気になりました。例えば支援が必要であつたりとか、教育・保育の 通常 の人数の中に、入るのは難しいということもさんでも、預かってもらえるのかなということも気になりました。で、それに合わせて進行管理票の5ページの下から4段目のすこやか学園管理運営というところの一番右の列にこども誰でも通園制度が実施され、本市においても今後の公立施設での受入れの拡大も検討する中で事業の在り方も含め検討していきます、と記載されています。私の周りにはすこやか学園に入園するのをすごく楽しみにしているこどもさんがたくさんおられるのですが、なくなるのっていうのが、この5ページの表ですごく気になりました。というのが1点と、もう1点。その同じページの一番下の架け橋期コーディネーターっていうのがすごく気になりました。うちのこどもは、今年小学校1年生になったのですが、保育所で4年間お世話になって、1年生になりました。保育所ですごく自由に楽しく過ごさせてもらって、小学校に入って

大丈夫かなってすごく心配しながら、親としても、学校に送り出した1学期間でした。ぜひ、保育所・幼稚園から小学校に上がるときの架け橋期コーディネーターさんっていう方はどんなお仕事をされているのか。小学校の就学前健診や説明会の時に親のための応援塾をPTAが計画して、そこにゲストを呼んで話を聞いたりすることがあるんですけど、ぜひこういう役職とかポジションの方がおられるんだったら、幼稚園から小学校に上がるときに、こんなふうに学校では幼稚園と連携します、家庭ではこんなことを気をつけてくださいっていうようなことを、お話していただけるような企画ができれば、PTAからの依頼で講演していただけるような方なのであればお願いしたいと思いましたので、この架け橋期コーディネーターさんのことも教えていただけたらなと思いました。以上です。

議長：ありがとうございます。2点いただきましたが、いかがでしょうか。

事務局：失礼します。1つ目の誰でも通園制度につきましては、ここにも書かせていただいておりますが、申し込んでいただいて、園と面談をしていただいたのちに利用していただくという制度になっています。今2名の方の認定をさせていただいております。0歳6か月から、3歳までの方が対象ということで、0歳のこどもさんをみられる施設が南丹市に4施設となり、その中のひよしこども園で実施しております。その実施については面接もさせていただいた中での利用となります。今のところは申し込みはいただいているのですが、なかなか利用まではないという状況になっています。南丹市で申し込んでいただいても、他府県でも利用していただける制度なので、そのPRはしているのですが、2名の申し込みです。今南丹市は月3時間を上限として実施しております。また、9年度以降につきましては、国の方で月10時間を限度としておりますので、そちらを目標にと思っております。すこやか学園につきましては、先ほど、言われておりました利用についても聞いておりますけれども、令和9年度につきましては、工事の関係もありまして、募集ができる状況ではないという理由で、お知らせ、広報を市民の方向けにさせていただく予定です。そのあとの令和10年度以降につきましてはもう一度、検討させていただいた中で、どういうふうの実施をしていくか、今はまだ検討段階です。先日ですが保護者会の皆様にもお知らせをさせていただいたという状況になっております。架け橋期コーディネーターの件ですが、南丹市としては幼児教育・保育推進課に2名、学校教育課に1名の指導主事がおります。その者が現場に出向いて、幼稚園、保育所から小学校の1年生に上がるこども達のため、先生の指導を行いかけ橋の役割をさせていただいております。小学校、保育所での実習を経て、小学校に行って成果を見せていただいて指導をしています。保護者の方にも、また、今話されていた研修等への要望も、お声をいただいておりますので、その

者たちによる研修というか、こういうことを実践してますということを、お伝えさせていただける場があればお話できるよう検討していきたいと思っています。

議長：ありがとうございます。他にどうでしょうか。

委員：同じくよろしくお願いします。二点お聞きしたいんですが、去年から言われているこども誰でも通園制度なんですけれども、去年は令和10年から月10時間使えるというのをお聞きして、今はひよしこども園だけなんですけれども令和10年度以降は八木とか他の地域でもやるとお聞きしたのですが、今のところひよしこども園だけなのか、他の町は検討されていないのかなというのが一点と、園部公園なんですけれども、写真にはすごく綺麗にうつっていて、この間まであった大型遊具がなくなっています。国際交流会館付近の公園の遊具です。あれは広報も何もなく市が撤去されている状態でしょうか。どこか撤去しますという広報や情報があったのかなと思って。皆すごく楽しみにしていたのに、いきなり無くなっている状態なのでお聞きしたいなと思いました。以上です。

議長：いかがでしょうか。

事務局：先ほどの誰でも通園制度の関係ですが、南丹市としては余裕活用型という制度を使い、こども誰でも通園制度を実施しております。保育士の確保等があった場合について、預けていただけるという余裕活用型になっておりますので、今はひよしこども園での実施ですが、ゆくゆくは他園でも、できるならば広げていきたいなと検討しています。保育士の配置が判明してからでの募集という形になりますので、そこはまた検討しなければならないと思っております。

事務局：すみません、園部公園の遊具についてです。実は遊具はほぼ設置されていたのですが、最終、施工業者が倒産して工事が進められなくなった事情があります。実際のところは私も、情報を得てはいないのですが京都新聞で遊具が撤去されたという記事が載っていました。そこで市の説明として担当者のコメントもありましたので簡単に言いますと、もう少しで完成だったのが、業者が倒産されてしまった。市としては最後までその業者では工事が出来なかった。新たな業者にお世話にならないといけない、と。引き続いて継続し、誰かが引き受けるということではなくて、一旦そこはまた白紙に戻して新たな業者さんにお世話になるというのが契約の仕組みの中であるようです。私もあまり詳しくないんですけれども。今出来ている状態を他の業者さんが引き継いでやるものではないということですので、一旦、設置業者さんではなく遊具を作られている会社が回収されたというように聞かせていただいております。また改めてどこかの業者さんと契約をして設置される、となるようです。しばらくお時間をいただけたら詳細発表が出るのか、最終どのようになるのかはわか

らない状態です。

委員：失礼します。今おっしゃっていたように、先日京都新聞に載っており、私も読みました。一応、遊具が回収されることも知りましたが、それまでに納入しようとしていた器具、遊具の安全性が通っていなかった、安全基準に適合していなかったと、よそから耳にはさんだんですけど、そういうことはこどもの安全のためということから、こども達に携わってくださる課としては、遊具の安全性というのは確認されないんですかね。回収された遊具が本当に安全性に乏しかったかどうかの確認は無いんですが、そういう話をPTA関係の方から耳にはさみました。単なる噂なのか本当に安全基準が通ってなかったのか、そういった点はどのようなのでしょうか。

事務局：それは私どもが把握してる話ではないので、そういう話が市民の中でどういうふうに伝わっているかというのは、コメントのしようがないです。ただし、担当課が進める事務処理の方法としては定められた規程を遵守しながら取り組まれていると思います。また入札事務を監理する担当部署もあります。

今回の遊具選定については私どもは意見を述べておりませんが、製品の安全性は基準をクリアしているもののみ納品されているとしかお答えできません。

議長：ありがとうございます。せっかく楽しみにされていたと思います。しばらくお待ちいただきたいと思います。ありがとうございます。他はいかがですか。お願いします。

委員：失礼いたします。日々、こども達の笑いと成長の環境整備にご尽力いただきましてありがとうございます。私の方から2点の質問をお願いします。先ほど、来年度すこやか学園さんがお休みになるということをお聞きしたんですが、その点については保護者の方に広報はされているのかなということが一点あります。というのも、私もグロウアップですこやかセンターを運営させていただきまして、その中ですこやか学園さんに通っておられる方、すこやか学園さんの様子を見ておられて、来年度をすごく楽しみにされている方をたくさん見ております。幼稚園の改修工事が後になった事に対して、すごく不安に思っておられる方も多くて、無事に幼稚園で年長を終えらるのか、そこで卒園式を迎えらるのかという声もよく聞いています。そこですこやか学園をお休みにしますとなった時に、その親御さん達のこどもの成長の計画がスコーンと抜けてしまうので、それを他の場所でもやろうと思ったけど出来なかったからお休みなのか、会場がないからお休みになるのかでも意味合いは変わってくると思いますし、そのことの経緯については説明しない方がいいのかというところを意見としてあげさせていただきます。二点目といたしまして、この管理票のところの取組内容というところなんですが、取り組み内容が令和7

年度からで 11 年度と 5 年間の到達目標とされておりますが、目標のところが同じものが続いているところもあれば、1 年 1 年変わっていたりブラッシュアップされていて目標に向けて一個一個階段を登っていつているところもあれば、ずっと同じ段を進んでいる、その差が何なのかなというか、私どもも事業をするにあたって今年度の活動を元に来年度さらに高みを目指してゆくという目標を掲げてやっておりますので、この令和 7 年の目標が全体の目標なのか、一年一年発展させていくための目標なのか、という辺りをどの様なお考えなのかという二点質問させていただきます、よろしくお願いします。

議長：ありがとうございます。いかがですか。

事務局：まず 1 点目のすこやか学園の関係でございますが、当初すこやか学園の方についても、様々な違う場所での運営と実施を検討してまいりました。結果として、単純に保育が出来ればよい、ではなく、設備等も含めて難しいという結論に至りました。令和 9 年度につきましては先ほども説明がありましたけれど、募集を停止とさせていただいたということになります。幼稚園利用の保護者については説明をさせていただいたところではありますけれども、これから入園希望の方については、募集の時期が通常 11 月になりますので、それでは少し遅いだろうということで、聖家族幼稚園にも協力いただき、すこやか学園の利用を考えている方の受け皿となってもらうよう調整をしております。

事務局：失礼します。先ほどの目標 1 年ごとの取組がブラッシュアップなり、引き続いて他の目標の達成が出来るのかどうかというところまで繋がりにくい表現になっていないか、とおっしゃっていただいたと思います。各担当課の方に当課からこの調査票を作っていただくよう依頼をした中でも、できるだけ各年の拡充の様子が伝わるような表現でお世話になりたいということを、お伝えはするのですが、実際にはなかなかそこまで意図が伝わらず、期待するような形の対応が得られなかったというようなこともございます。今回 1 年目、7 年度の状況を見させてもらった形の進行管理票となっているんですが、また来年のこの時期には 8 年度のものが反映した形になりますので、先ほどのいろんな意見等の視点であったり、評価しやすい到達点も反映させてもらう、分かりやすい形の票の作成に努めたいと思いますので、あともう少しこうしたらわかりやすいのではとか、こういうポイントで記載していくと、もっとよりよく分かるんじゃないかということも個別にご意見いただけたら、差し込んでいきたいなと思いますのでご協力いただけたらと思います。よろしくお願いします。

議長：はい、他はいかがでしょう。

委員：よろしくお願いします。公園の整備について、意見というかお礼を言わ

せていただきたいと思います。私は栄町に住んでおりまして、二本松公園が近くにあります。何年か前に遊具を城南町の公園と一緒に新しくしていただきまして、その際はこども達がよく遊ばせていただきましてありがとうございます。あとですね、南丹市のホームページの下の方にご意見箱というか、南丹市へ思いを伝えたいときにメールを送れるフォームがあるんですけども、匿名ですが私は二本松公園にこどもが日よけできるような東屋が欲しい、あとベンチが欲しい、あと私がこどもを連れて遊んでますと、「おばちゃん今何時なん？」と時間を聞いてくるこどもが多かったので、時計の設置をしていただきたいという要望を書いたり、近くに大学とか専門学校があるのでその学生さんかはわかりませんが、吸い殻が落ちていたり、コンビニの食事の後のゴミが落ちていたりというので、ポイ捨て厳禁の看板を立ててほしいという要望をさせていただいたところ、早急に対応していただきましたので、大変感謝しております。ありがとうございます。あと、新しい公園の整備が進んで、行かせていただいて、トイレや常に使える水道、東屋、椅子もあったりと、とても過ごしやすく、いいなというのが率直な感想です。目立つ場所の公園、広場の整備はとても目立つのですが、もっと小さい公園や広場の整備をそれぞれの区と共に考えていただけるととてもありがたいです。二本松公園の水は今使えません。水道の上の部分のところがないので手が洗えない、怪我しても流せない。最近行ってないのであれなんです、水が使えるというのはとてもありがたいので、またそういうところ、小さい公園整備も是非お願いしたいと思います。あともう一点なんです、私はこどもの居場所やこども食堂などでたくさんのこどもと接する機会があります。小学6年生の頃に来てくれたこども達は中学へ上がると下校時間が遅くなったり、クラブ活動があったりというところで、なかなか顔を見る機会が少なくなります。小学生がいるところにはもう恥ずかしくていけないというような気持ちもちょっとあるのかもしれないので、そのような多感な年代のこども達が気軽に立ち寄れて、なんでもない会話をしたり宿題をやったり、私たちのような大人にちょっと相談できる、例えばヤングケアラーの問題も出ていましたが、先生とか目上の人という感じではなくできるだけフラットな関係でしゃべれるような、大人が身近にいればそういう情報も共有できるのかというふうに思っています。小さい幼稚園児や、幼児、小学生はこどもとして分かりやすいんですが、中学生になった途端にちょっとこう、こどもじゃなくなるというか居場所がなくなるというか、そういうところを感じます。私のこどもも今小学校6年生で中学校に上がった時に行くところが無いなというような感じになるので、そういうこどもたちの居場所の整備というか、考えていただけたらなと思っています。以上です。ありがとうございます。

議長 : いかがでしょうか。要望ですけれども。

事務局 : すみません、ありがとうございます。まず小さい公園の整備とおっしゃっていただいていたのですが、公園整備が他の部署になりますので、そういうご意見があったということを伝えておきたいと思います。で、小学校を卒業して中学生以上のこどもといますか若者といますかの居場所についての取り組みについても声を聞かせていただいているところでございまして、理事者と話もさせてもらっているところでございます。現時点でどう着手するかというのは全然まだ見えてないのですが、可能な限りの支援というのは、このこども計画でもこども・若者の居場所について掲載させてもらっております。どういう形で、そういう、中学生以上のこどもさんの居場所に対して支援をしていけるかっていうのは、引き続き検討していきたいと思っております。一方で、お金がやっぱりどうしてもかかかってしまいますので、国なり府なりの具体的な支援っていうところも、今調べている最中でございます。そういったところも含めて、引き続き検討していきたいと思っております。

議長 : ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいですか。まだちょっと議案が残っておりますので、またあとで何かございましたら最後の所でご発言ください。2つ目ですね。保育所等の職員による虐待に関する通報義務等への対応についてというところで、こちらご説明をお願いします。

事務局 : 失礼します。それでは資料2をご覧くださいと思います。よろしく申し上げます。保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について説明させていただきます。こちら、令和7年10月に施行済みの児童福祉法等の一部を改正する法律を受け、市町村が必要な措置を講ずるものです。児童福祉法を改正する背景には、資料の1枚目に示すとおり、保育所等における職員の不適切な事案が発生している現状があるため、既に整備済みの児童養護施設や障がい、高齢の施設職員の虐待対応と同様に、法の整備を行う必要があるためです。保育所等を利用するこどもや保護者が安心してこどもを預けられる環境整備になります。青色で囲む内容が改正後の児童福祉法に追加されています。虐待を受けたことを発見した者は通報が義務となる、府や市による事実確認の実施、こどもの安全の確保、市が講じた措置に対して児童福祉審議会などから意見を求める、虐待状況の公表、などとなります。この「保育所等」の定義は、こどもと保護者がもつぱら離れた環境下で、こどもを預かったり支援をおこなう施設・事業を指します。具体的には後で述べます。青の囲み3点目が今回の議事に関連するところです。

施設・事業を実施する市が通報により虐待事実を確認したり、指導等の措置を講じた場合は市町の児童福祉審議会に報告しなければならない、となりました。南丹市には児童福祉審議会という機関を設置しておりませんので、この

「南丹市子ども・子育て会議」を児童福祉審議会に相当する機関として扱い、今後、虐待事案が発生した場合の報告とすることをご承認いただきたい、という内容になります。南丹市子ども・子育て会議の設置については条例で定められていることから、条例改正を行ったのちの開始と考えておりまして、開始は来年度4月以降とする予定です。また、現状の「南丹市子ども・子育て会議」は子育て中の保護者と子育ての支援者を幅広く委員として委嘱させてもらっておりますが、児童虐待に対する専門性、知見が必要となることから、選抜した委員で構成する部会を設置し報告を受け、ご意見をいただくような流れで検討しております。

資料の2ページに、具体的に報告すべき内容や役割、対象となる施設・事業を記載しています。対象施設、事業ですが、子育て支援に関係する部署が複数ありますので、色分けで担当課を示しています。また、保育所や認定こども園、幼稚園の認可を都道府県が担っていることから、所管行政庁は京都府と南丹市の両方で担う設定とすることや、市が行う事業は所管行政庁は南丹市とする、法令には掲載がありますが南丹市で取扱いがない事業があることを仕分けしています。このつながりから、保育所や幼稚園職員の虐待の通報先は市町だけでなく都道府県でも受けられる仕組みであり、市へ共有、連携をしていく。市が事業主体の場合は保護者や職員が虐待を発見したら市役所のどの課が担当として動いていくのか、を記しています。

3ページ、4ページに2パターンのフローチャート図を示しています。通報への初期対応から、各担当課が事実確認を行い、虐待があるかないかを判断する、虐待があった場合はこどもの安全確保措置を講ずる、虐待が繰り返されないよう改善指導などのフォローアップとこども自身への支援も忘れず行っていく、対応した内容、事項を「子ども・子育て会議」に報告し、委員様から意見をもらいながら、継続したフォローや指導を加えていく、このようなフローを想定しています。子ども・子育て会議への報告自体は来年度からスタートで考えておりますが、すでに改正法が施行していることから、職員からの虐待事象に対する通告制度の概要や通告先については早々に市のホームページへ掲載し、広く周知していきたいと考えております。

説明は以上です。ご意見等、いただきますようお願いいたします。

議長 : ご説明ありがとうございました。法改正に基づいて南丹市の中でどういう組織として動いていくのかという説明でした。何か質問ございますか。すべての対応が終わった段階でこの会議にご報告いただいてご了承いただくという形になると思いますが、まずその仕組みについての進め方にご了承伺いたいと思います。よろしいですか。

委員 : すいません、これ通報っていうのは、こども家庭課、要保護児童対策地域協

議会ではないんですか。

事務局：失礼します。職員等が行うような虐待事案になりますので、通告先の基本は各事業の行政の所管課となります。例えば放課後児童クラブの職員の虐待という事であれば社会教育課になりますし、保育所や幼稚園の職員が虐待ということであれば、幼児教育・保育推進課というような形となります。

委員：それを判断するのが、こども家庭課ですか。

事務局：判断するのも現課になるんですが、判断をする際には、こども家庭課の方も、情報を共有しながら判断する形となっています。

委員：実際、通報する施設の職員ですね。検証はもう終わっているということですね。こういう事例があったら、通告してくださいという。

事務局：職員への周知の方はまだでございます。法令の方は、開始されてますので、職員の方にも今後こういった仕組みができていますので、職員同士の中で発見した場合、保護者の方から連絡を受けた場合につきましては、フローチャートの通り、対応していくということを説明させていただきます。

委員：実際に子ども・子育て会議に関わるのは今ではない、それまでの通告はどう判断するんですか。

事務局：子ども・子育て会議への通告については最終その案件の判断が終わった後、どのような措置を講じたかということを報告をすることになります。

委員：それが、その来年度以降ですか。今年度は、こども家庭課で終了するんですか？

事務局：今年度につきましては、まだ事案の方が生じてはないんですが、もしあった場合はフローチャート図のこども家庭課へ報告というところまでは、その都度受られると考えています。その後の審議会の報告につきましてはまだ仕組み自体が整っておりませんので、今はできないという状況です。

委員：はい、わかりました。

事務局：すいません、ありがとうございます。母体としてはこの子ども・子育て会議の中で児童福祉審議会を担うイメージで考えているところでございまして、その体制を整えようとしますと条例改正が必要となります。そうなりますと来年の3月に、このように条例改正して9年度から、というイメージを流れとしておりまして、今、委員さんがおっしゃられた、それまでに出了た場合ですが、あつては困るんですが、あつた場合につきましては、国のこども家庭庁から保育所等における虐待の防止および発生時の対応等に関するガイドラインが出されております。で、これに基づいた形で、今我々がイメージしているのと似たような形の流れを持っているところですけども、何かその事象が発生した場合に何も対応してない、ではいけないので、そのガイドラインに沿った形で進めていきたいと思っています。ここはまたガイドラインと我々が9

年度以降に実施するものとリンクしてくると思っているところでございます。体制につきましてはこれからですけれども、事象が発生した時にはその都度ガイドラインに沿った形での対応をしていきたいと思っております。以上です。

議長 : フローチャートでいう安全確保の時までは様々な部署で、組織的にやっていただいて、最終的な報告がこちらに上がってくるという形なので、今上がってきたら、きちんと対応していただくということで理解をしております。よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございました。それでは報告ですね、令和 8 年度 教育・保育施設の利用状況について、どうぞお願いします。

事務局 : 失礼いたします。よろしくお願いいたします。令和 8 年度の教育・保育施設の利用状況につきましてご説明を申し上げます。お手元の資料 3、A3 用紙の両面刷りの資料をご覧ください。令和 8 年度の保育所、認定こども園・幼稚園における入所入園人数について報告をさせていただきます。お手元の資料につきましては、本年度 7 月 1 日時点での人数を記載させていただいております。

まず表面ですけれども、表面の市立保育所、こども園、私立認定こども園についての説明をいたします。表の見方ですが、表の網掛けしている部分については開園していないクラスになります。0 歳児保育を実施しているのが南丹のぞみ園、城南保育所、八木東保育所、ひよしこども園、みやまこども園です。1 歳児から 2 歳児といった年度変わりの引き続きの利用を継続、年度変わりの市内の保育施設から他の保育所、認定こども園利用の異動を転入と記しております。

保育の利用希望については、育児休業明けや出産子育てが一段落された低年齢児を中心に申込があり、受入れ可能数を超えたクラスは利用調整を行っております。提出書類と面接での聞き取り、関係機関からの情報共有をいたします。利用調整はそれぞれの児童の保育の必要性を指数で表し、優先順位を設け入所の可否を決定することです。公立保育所、こども園、南丹のぞみ園の希望は市が利用調整を行います。令和 8 年度は待機児童は出ておりません。

裏面に移ります。南丹市立の公立幼稚園である園部幼稚園は 29 人、八木中央幼稚園は 7 人のため幼稚園全体では、前年度の状況と比べますと、毎年ですが利用が減っている状況です。

ひよし、みやまこども園については令和 4 年度から認定こども園として教育のみの幼稚園利用が可能となりました。昨年度(R 7 年)の利用実績はみやまで 0 人、ひよしで 4 人が利用していました。今年度については、みやまが 1 人(3 歳児)、ひよしが 1 人(4 歳児)の利用があります。

その下の私立の「聖家族幼稚園」「南丹のぞみ園」の幼稚園利用は園からの

報告数字です。「すこやか学園」は、就園前の親子が利用する園部幼稚園内の施設です。最下部には聖家族幼稚園で行われているプレ幼稚園クラスについての状況を記載しています。以上、報告とさせていただきます。ありがとうございました。

議長 : ご報告ありがとうございました。何かご質問等ございますか。はい。お願いいたします。

委員 : よろしく申し上げます。私の知っている方で今年、保育所入れませんでしたよという方がいるんですけれども、その方は待機児童に登録されないで、どこに数えられているのかというのが少し気になったんですけれども。

事務局 : ご質問ありがとうございます。この表でいきますと、待機児童の下のところ、保留という欄を設けさせていただいております。こちらの方で、例えば、育児休業等を延長することが可能であった方につきましては、この保留という形で数字を出させていただいております。育児休業を延長いただける方については、保育所の入所には至らないんですが、ただ一方でこの待機児童の要件というところにも該当はしておりませんので、待機児童という形の数字ではない表記をさせていただいております。

議長 : よろしいですか。

委員 : これは、その方のご事情とかは考慮されずに、入れないので育児休業が延長されるなら保留という扱いなんですか。

事務局 : 失礼いたします。国の基準がありまして、待機児童というのは、育児休業が出来ない方で園に入れない方は待機児童になっております。保育所の他園でも希望しない方、絶対この園でないとという方については、他の園もありますよということも面接でお話させていただいているんですが、それでもその園に入りたいという方については、保留児童ということになっております。育児休業延長になり、他園を案内しても辞退される方については保留児童ということで集計しておりますので、そちらの方に入っているかなと思っております。

議長 : この辺の感覚が国民とは違います。私はおかしいと思います。ありがとうございました。他によろしかったですか。ありがとうございました。それでは、最後ですね。その他のところで、ヤングケアラー実態調査の実施について説明をお願いいたします。

事務局 : 失礼いたします。それでは私の方からヤングケアラー実態調査の実施についてということで、資料4に沿って説明させていただきます。先ほどの議事の中でもヤングケアラーの話は出ていたのですが、事業に取り組む背景といたしまして、近年、家族の介護や家事などを日常的に担うヤングケアラーが社会的課題となっています。令和6年に子ども・子育て支援法等の一部を改正す

る法律によって、子ども・若者育成支援推進法が改正され、ヤングケアラーというところが法律上位置付けられたことによって、地方公共団体でのヤングケアラーの状況把握や必要な支援に努めることが求められています。本市におきましても今年度からこどもの生活実態や支援ニーズを把握し、今後の支援体制の充実や施策の検討に活用するため実態調査を実施するということで、6月議会で補正予算が通ったので、こちらの事業の実施を今進めているところでございます。

事業で取り組む内容としましては、今、南丹市ヤングケアラー実態調査(仮称)としておりますが、この名称で調査をするかどうかは今ちょっと検討しております。目的としましては、先ほど事業に取り組む背景の中でも説明をさせていただいたとおり、南丹市におけるヤングケアラーと思われる児童、生徒の実態というところをまず把握します。おうちのことでありますので潜在化しやすいヤングケアラーの早期発見、早期対応、および適切な支援につなぐ方策や、いろいろ相談を受ける窓口のあり方を検討するため市内の小中学生を対象にアンケート調査を行うというところでございます。

次に、対象者ですが学校につきましては市内の小中学校を考えております。小学校7校、中学校につきましては桜が丘中学校が現在家族の世話等の環境には無いということ considering 除外させていただき、中学4校の予定です。児童・生徒につきましては小学校が5年生から6年生、ヤングケアラーというところを理解して回答できる年齢として高学年を予定しております。中学生につきましては1年生から3年生を考えております。

調査の流れとしましては、学校を通じて依頼文を保護者に配布させていただき、児童・生徒に配布されているタブレット端末を活用して Web アンケート方式、これにつきましては任意の記名式としたいと考えております。教育委員会を通じて各学校へ依頼して、学校の中で学級活動や総合的な学習の時間などを利用して、教員のサポートのもと実施をしたいと考えております。調査期間につきましては10月下旬から11月下旬の予定です。

質問項目ですが、こちらにつきましては京都府が一応ひな形を示しております。そのひな形の調査項目を参考に児童、生徒が回答しやすい言葉遣いで構成、また南丹市独自の設問も入れた中で、項目を今考えているところでございます。その内容につきましては、基本属性、ケアの有無、ケアの頻度・時間、生活への影響、ヤングケアラーの認知度と、相談しているかという状況や、求められる支援・ニーズというところを、考えています。この調査をして、今後の展望としましては、先ほどからこども計画の中でも、こどもの気持ちに寄り添い家族全体を支援する視線を持つというところを、基本的な考え方とし取り組んでまいりたいと思っております。まず、調査をした後、ヤングケアラーに該当さ

れるようなこどもが見つかった場合は、本人に寄り添う丁寧な意向把握を学校とも協力して実施をしていきたいと考えております。その後の支援につきましては、関係機関の連携による早期発見の体制整備ですとかこども家庭課を中心とした支援体制の確立というところ、先ほどからヤングケアラーはこどもだけの問題じゃないよ、それを取り巻く家族であったり社会の問題もあるよ、というところも含めて全庁的であったり、他の制度とも関連した中で支援体制の確立を目指していきたくと考えております。以上です。

議長：ご説明ありがとうございました。何かご質問等ございますか。

委員：対象者のところなんですけれども、小学校5年生からとなっています。先ほども、当事者はヤングケアラーであるという意識、自覚を持ちにくいというお話もあったと思うんですが、私が接している中でこの子はヤングケアラーなんじゃないかなって思う子は5年生よりも低い年齢の子がいます。自分がヤングケアラーとして理解して困っているかっていう部分よりも、実態、事実から、それがどうであるかっていうことを調査をするんであったら発見してあげられたらいいのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

事務局：ありがとうございます。今回、ヤングケアラーの実態調査として、この質問項目を理解して答えていただけたというところで、高学年以上というところで考えております。実際、委員がおっしゃったように、小さなこども達も家族のお世話ですとか、家事を担っている方もいらっしゃるということは自覚しておりますが、調査としての対象者は、高学年以上、その他の実態把握というところでは、関係機関と連携しながら、一人ひとりのその状況を把握した段階です。また連携していただく中で、個別にも実態把握にも努めていきたいとは考えております。

議長：はい。ありがとうございます。基本的に毎年やるという話ですので、そういう意味では今回やってみて、できるようだったら少し今おっしゃったような年齢を下げるとか、5年生以下のところを先生との情報把握で考えるとかできると思いますので、また是非様々なご意見を聞かせていただけたらと思います。よろしくお願いします。他はいかがですか。他にございませんでしょうか。では、ありがとうございました。では、事務局にお返しいたします。よろしくお願いします。

事務局：ありがとうございました。それでは閉会の前にですね、先ほどの資料の確認のところでも触れさせてもらったのですが、委員の方から説明をお願いいたします。

委員：すいません。船井医師会セミナーのチラシと、それに関するA4の資料を1枚置かせてもらいました。先ほどもありました命の安全教育っていうのは、小中学校がされてますけれども、南丹市でも去年、一昨年ぐらいから、いろん

な講演会、研修会を学校保健委員会で行っています。その中で大阪市立南市岡小学校の校長の木村先生に、医師会主催で8月22日にアスエル園部で講演会をします。同時に、園部中学校、園部小学校、園部第二小学校の養護教諭と一緒にカリキュラムを組んでいるので、その報告をしたいと思います。こちらの参考資料の方は、生きる教育というプロジェクトを紹介しています。そのホームページから、実際にされているプログラムとか参考文献もありますので、また是非一度ご覧になってください。以上です。

事務局 : ありがとうございます。その他、ございませんか。それでは内容につきましては以上となります。今年度、子ども・子育て会議につきましては年間2回を予定しております。第2回の会議開催につきましては、特別な議事が生じない限りは、来年の2月中下旬から3月初旬ぐらいで予定をしておりますので、またよろしく願いをいたします。

それでは、閉会にあたりまして、白樫副会長様の方からご挨拶をちょうだいしたいと思います。白樫副会長様、よろしくお願いいたします。

副会長 : はい。南丹市立胡麻郷小学校の白樫と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日は活発なご意見をありがとうございました。私も学校現場の者としての視点と、1保護者としても、様々な視点で、皆様のご意見を聞かせていただいて、感じたこと等、感想になりますが、閉会の挨拶に代えさせていただきます。

1つ目は、今学校の方では、例えば今、先ほど出ていた架け橋期に関わることにしましては、小学校現場でも、どういうふうにつないでいくかということ研修しているところです。まさにこの夏休みが、学ばさせていただく場で、たまたま今日も保育所の方に行かせていただいて、どういう遊びを通して学びをしているのかというのを見させていただきました。その中で、小学校に入っていきなり45分間はもたないんです。そこはどういうふうに細切れでソフトランディングができるかっていうところを小学校の現場では、4月から始めているところで、いかに無理なく学校生活をスタートできるようにつなぐところも学ばせていただいているところです。ただ小学校は中学校に向けてどういうふうにつないでいくのか、これは学びの視点が大きいんですけど、やはり中学校に入っていきなり進路とかそういうところに、移行しているのではなくて、小学校の時からどのように、進路を見据えて中学校に入学させるかっていうところを考えていかなければならないということを、研究、研修をさせていただいてるところです。保幼小中が円滑に進むようにということで、ブロックを通じて学ばせていただいているってことを改めて、大切だと感じております。もう1つが、昨日熊本の方で大きな地震があつて、いろんな衝撃を受けている映像も見たんですが、中には、避難所として設定されて

いるイオンモールが大きな爆発を起こして、避難所にもならないような状況になっているのを聞きました。その映像も見ると、こどもたちが泣いている様子や被災をして困っている親御さんもおられます。こどもたちが不安を感じたまま、大きく育っていくというのはやっぱり避けてやりたいなと思ったときに、どうすればいいのかなっていうことを考えました。でも、学校だけでも、保育所、幼稚園だけでも難しいなど。そのときに、やはり教育、保育現場であり、地域であり、家庭、そして行政の皆さんが総がかりでどう育てていくのか守っていくのかっていうところは、まさに今よく言われている、想定外。想定されなかったものをどのように対応していくのか、支えていくのかっていうことも一方では考えていかねばと思いました。ヤングケアラーの話や、虐待の話も、ニュースで聞いたり、非常に悲しい結末っていうところも、耳にすることが多くなっています。そういうところを、あのとき、こう動けばよかったということじゃなくって、間違いでもいいので早めに動いていくことが、こどもたちを安全に命を救うことになると思いますので、そういうところも、皆さんでいろいろと議論いただきながら、南丹市の段々少なくなっているこどもたちの安心、そして笑顔を守っていただきたいと思います。また今後ともよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

課長 : はい。ありがとうございました。委員の皆様には、今後もいろいろお世話になりますけれども、よろしくお願い申し上げまして、本日の会議を終了とさせていただきます。ありがとうございました。